

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年4月20日)

〔件 名〕

- 1 「第2次鳥取県環境基本計画」、「とっとり環境イニシアティブプラン」及び「鳥取県地球温暖化対策計画」の策定について (環境立県推進課)・・・1
- 2 第5回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の結果について (環境立県推進課)・・・2
- 3 平成24年度版鳥取県環境白書(施策編)の公表について (環境立県推進課)・・・3
- 4 東部広域行政管理組合の焼却施設に係る環境影響評価準備書の提出について (環境立県推進課)・・・5
- 5 「第4回中海の水質及び流動会議」の概要について (水・大気環境課)・・・7
- 6 「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」(第2期)の策定について (水・大気環境課)・・・8
- 7 湖山池の水門開放後の塩分濃度変化等について (水・大気環境課)・・・9
- 8 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について (循環型社会推進課)・・・10
- 9 第11次鳥獣保護事業計画の策定について (公園自然課)・・・12
- 10 レッドデータブックとっとり改訂版の公表について (公園自然課)・・・16
- 11 第30回全国都市緑化とっとりフェアへの車両協賛及びとっとりグリーンウェイキャラバンの実施について (公園自然課)・・・17
- 12 鳥取砂丘ボランティア除草実施結果について (砂丘事務所)・・・19
- 13 「鳥取県公衆浴場法施行条例」及び「鳥取県旅館業法施行条例」の一部改正に伴うパブリックコメント等の実施について (くらしの安心推進課)・・・20

生活環境部

「第2次鳥取県環境基本計画」、「とっとり環境イニシアティブプラン」及び「鳥取県地球温暖化対策計画」の策定

平成24年4月20日
環境立県推進課

このたび、プロジェクトチームやワーキンググループ、県民の皆様及び鳥取県環境審議会などの御意見を伺いながら、「第2次鳥取県環境基本計画」及びその実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しました。これらの計画の概要は次のとおりです。

なお、この「とっとり環境イニシアティブプラン」は、「鳥取県地球温暖化対策計画」として位置づけています。

1 第2次鳥取県環境基本計画

- 計画期間：平成23年度～平成32年度（10年間）
- 内容：環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的・中長期的な計画（理念部分）

【6つの目標】

- ア エネルギーシフトの率先的な取組み
- イ NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
- ウ 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現
- エ 安全で安心してくらす生活環境の実現
- オ 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
- カ 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

2 とっとり環境イニシアティブプラン

- 計画期間：平成23年度～平成26年度（4年間）
- 内容：基本計画において具体的に推進する施策や数値目標を記載した実行計画
- 主な目標

	目指す将来の姿	H26年度（4年後）の目標
エネルギーシフト	<ul style="list-style-type: none"> ■再生可能エネルギー等の導入を加速し、緩やかなエネルギー革命を推進 ■一般住宅等使用の電気自給率100%（H32年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■県内の再生可能エネルギー導入量 759,050kW（15% up） ■一般住宅等使用の電気自給率 76.3%（11.9ポイント up）
環境実践（省エネ）	<ul style="list-style-type: none"> ■環境負荷低減に向けたライフスタイルへ転換 ■県内エネルギー起源CO2排出量（エネルギー使用量）の13.6%削減（H32年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ■県内エネルギー使用量 6,682万GJ（5.4%削減） *GJ（ギガジュール）：エネルギーの単位で、10⁹ジュールに等しい
循環社会（リサイクル）	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物を資源利用するシステム構築と実践者拡大により4つのRが定着 	<ul style="list-style-type: none"> ■一般廃棄物のリサイクル率 30%（6.7ポイント up）

*4つのR：廃棄物のリフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

3 鳥取県地球温暖化対策計画

- 計画期間：平成23年度～平成26年度（4年間）
- 内容：・温室効果ガスの排出量削減、吸収作用保全・強化のための措置に関する計画
・とっとり環境イニシアティブプランを対策計画に位置づける
- 主な目標

目指す将来の姿	H26年度（4年後）の目標
<ul style="list-style-type: none"> ■温室効果ガス削減目標 2020（H32）年度で25%削減（1990年度比） 	<ul style="list-style-type: none"> ■温室効果ガス削減 15.1%削減（1990年度比）

4 その他

これらの計画は、鳥取県生活環境部環境立県推進課のホームページに掲載しています。
ホームページアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/jisedaipro/>

5 今後の予定

- イニシアティブプランの推進
県の工程表と連動させたPDCAサイクルによる進行管理
- 進捗評価委員会の開催
WGメンバーなどの民間参画による進捗評価や見直しの実施

第5回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の結果について

平成24年4月20日
環境立県推進課

「第17回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の関連事業として、下記のとおり、環境保護機関実務者協議会を開催し、各地域の砂漠化防止・黄砂問題の対応や生物多様性の状況などについて協議しました。

記

1 「第5回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会」の概要

日時：4月5日（水）13時30分～17時

場所：鳥取市青谷町「ダイキンアレス青谷」

参加地域及び団長：

参加地域（国）	役職	氏名
鳥取県（日本）	生活環境部長	中山 貴雄
沿海地方（ロシア）	ロシア科学アカデミー極東支部副支部長兼海洋生物研究所所長	アドリアノフ・アンドレイ
中央県（モンゴル）	自然環境観光局長	ツェレンダワー・ダシデンベレル
江原道（韓国）	環境政策課長	文 南洙（ムン・ナムス）
吉林省（中国）	環境保護庁長	王 国才（ワン・グオツァイ）

議 事：

- (1) 主題発表：「砂漠化防止・黄砂問題に関すること」「生物多様性に関すること」
- (2) 砂漠化防止・黄砂部会
- (3) その他協議事項：漂流・漂着ごみ、エネルギーに関すること、次回主題テーマなど

2 結果の概要

(1) 主題発表については下表のとおり。

参加地域	発表概要
鳥取県	黄砂問題の最新の知見、対処技術策（灌漑技術や黄砂飛来予測等）等の概要 生物多様性に関する対応策（里地・里山の保全、意識啓発の推進）
沿海地方	沿海地方における生物多様性の概要（越境往来による種の攪乱の危険性）
中央県	砂漠化・土地荒廃の現状と防止対策（水源・森林区域及び道路の環境保全）の概要
江原道	黄砂被害防止のための総合対策（飛来予報などの情報提供、発生源での造林活動） 動植物の保全と鳥獣被害への対応策（保存地域の管理や鳥獣被害への補償制度）
吉林省	省内の生物多様性の現状とその施策の概要（自然保護区や湿地プロジェクトなど）

- (2) 砂漠化防止・黄砂部会では、具体的な取り組みに向けて各地域と掘り下げて協議。今後、モンゴル中央県など発生源地域の状況等を確認したうえで、農業支援や人材育成などこれまで以上に連携を強め、大学等の技術協力も得ながら具体的に取り組んでいくことを確認した。
- (3) その他協議として漂流・漂着ごみ、エネルギーに関して、各地域と意見交換し、再生エネルギーの導入や身近に出来る省エネ活動などが重要であるとの認識を確認した。
次回の協議会では、「海洋地域も含めた生物多様性」「エネルギー等に関すること」について、主題発表を行うことで合意した（次回開催地：ロシア沿海地方）。

平成24年度版鳥取県環境白書（施策編）の公表について

平成24年4月20日

環境立県推進課

鳥取県環境白書は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものです。

1 鳥取県環境白書の公表方法等

項目	内容	公表時期
施策編	・平成24年度に講じようとする環境施策	4月20日
実績編	・平成24年度鳥取県の環境の現状 ・平成23年度に講じた施策の実績	9月頃

2 平成24年度版鳥取県環境白書の概要

鳥取県環境白書は、平成24年3月に策定した第2次鳥取県環境基本計画に基づく実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」の6つの目標に分類して、各種事業の概要を掲載しています。

（掲載事業の例）

- I エネルギーシフトの率先的な取組
 - ・再生可能エネルギーの導入促進事業
- II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
 - ・とっとりCO₂ダイエット作戦事業
- III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現
 - ・ゼロ・エミッションエリア創造事業
- IV 安全で安心してくらす生活環境の実現
 - ・持続可能な地下水利用検討事業
- V 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
 - ・特定鳥獣保護管理事業
- VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進
 - ・まちなみ伝統建築塾支援事業

3 環境白書の入手方法

- 県のホームページに掲載 【鳥取県環境白書ホームページ】
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>
- 県内のすべての図書館、県地方機関及び市町村等に設置してある公共用端末（インターネット）で入手可能

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成24年度 → 01 再生可能エネルギーの導入促進

◎ もどる

1 エネルギーシフトの率直的な取組み

1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速

01 再生可能エネルギーの導入促進

施策

1 事業の目的

再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など)の導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止を図る。

2 事業の内容

(1) 補助金等による導入支援

- ア 家庭用発電設備等導入推進補助金
住宅に太陽光発電システム又は家庭用燃料電池システムを設置する者に助成を行う市町村に対して、補助金による所要経費の支援
- イ 非住宅用太陽光発電
中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムで発電した電気の余剰電力売電又は自家消費する場合に、整備費用の一部を支援
- ウ 再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援
再生可能エネルギー(風力・小水力・地熱・バイオマス等)を利用した発電(既設発電所の出力アップ含む。)や熱利用を計画する事業者が実施する事業可能性調査に必要な費用を支援
- エ 市町村交付金
再生可能エネルギーを導入する個人又は非営利団体に助成を行う市町村並びに市町村立学校に再生可能エネルギーを導入する市町村に対して、市町村交付金により所要経費の支援

(2) 情報交流と普及啓発

- ア 「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流
- イ 太陽光発電、木質バイオマス等の普及啓発
補助金情報の発信、エコフェスタ等のイベントを活用した普及啓発
- ウ 県庁関係部局による情報交換、検討
国や各部局の動向の情報交換、次年度率先導入箇所の検討等

3 事業の現状及び課題

23年度までの実績は、大型風力発電、木質バイオマス、太陽光発電の設置が進み、16万8千kWの導入が見込まれている。引き続き、導入支援、普及啓発等を行う。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 電話0857-26-7895

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「新エネルギー(自然エネルギー)の導入」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17856>

▲ ページ上部に戻る

個人情報保護 | リンク | 著作権 | アクセシビリティ

東部広域行政管理組合の焼却施設に係る環境影響評価準備書の提出について

平成24年4月20日
環境立県推進課

東部広域行政管理組合が、鳥取市河原町にて計画中の一般廃棄物焼却施設について、鳥取県環境影響評価条例に基づく準備書が県に提出されましたので報告します。

1 現状

(1) 計画中の焼却施設の概要

- 事業名称：東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業
- 事業者：鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 竹内功（鳥取市長）／鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町で構成される一部事務組合
- 施設：一般廃棄物（可燃物）焼却施設（処理能力：270 t／日）
- 設置場所：鳥取市河原町山手ほか

(2) 環境影響評価手続きの進捗

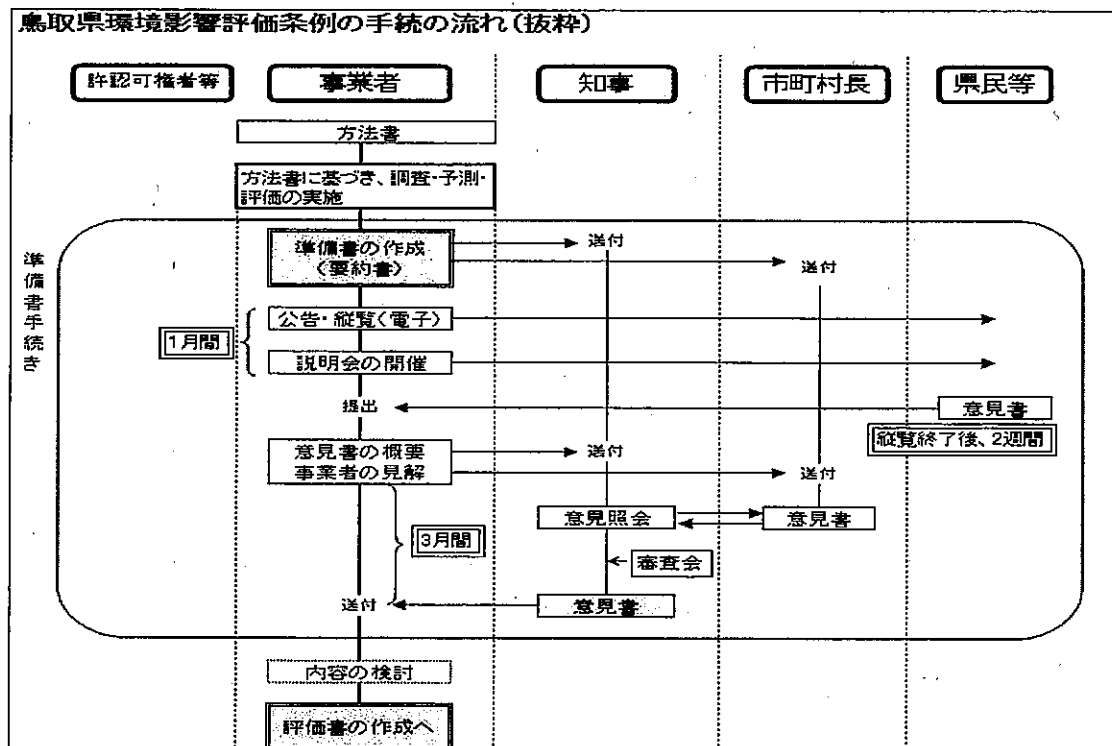
- 平成21年9月1日：鳥取県環境影響評価条例に基づく最初の案件として、環境影響評価手続き（方法書の公告・縦覧）を開始。
- 平成22年1月20日：知事意見回答。以後、環境アセス（調査・予測・評価）を実施
- 平成24年3月30日：準備書送付（県及び鳥取市）
- 平成24年4月13日：準備書の公告・縦覧の開始（5月14日まで）
- 平成24年4月21日：準備書説明会の開催

*準備書とは、環境影響評価結果の1次とりまとめ書

2 環境影響評価条例手続きの流れ

○鳥取県環境影響評価条例の手続きフロー図（概要）

方法書 → (調査・予測・評価) → **準備書** → 評価書 → (許認可・事業着手) → 事後調査



3 今後の予定

- ・ 庁内関係課による環境影響評価検討会にて、準備書の内容を検証。
- ・ 事業者に提出された県民意見、鳥取市及び環境影響評価審査会（環境関係の各分野の専門家で構成）の意見を聞き、準備書に対する環境保全上の見地から、知事意見を作成。

4 スケジュール(準備書関係)

事業者への住民意見提出期限	5月28日まで
事業者から県への意見概要及び事業者見解の送付	6月初旬(予定)
知事から鳥取市長(対象地域を管轄する市町村長)への意見照会	6月中旬(予定)
知事意見の回答期限	9月初旬(予定) 【意見概要の送付から90日以内】

「第4回 中海の水質及び流動会議」の概要について

平成24年4月20日
水・大気環境課

- 平成23年度の水質改善事業の実績及び平成24年度の各種水質改善事業等について、意見交換を行った。
- 中国四国地方環境事務所から、全国の指定湖沼の水質状況の他、平成24年度の国（環境省）の湖沼水質保全関係事業の説明等があった。

1 第4回会議の概要

(1) 日時 平成24年3月14日(水)午後2時～午後4時

(2) 場所 くにびきメッセ 501大会議室

(3) 議事

①平成23年度の水質改善策等の実施状況について

○浅場造成、覆砂整備の実施（国土交通省出雲河川事務所）

- ・大崎地区（米子市）で浅場整備を継続実施するとともに、錦浜地区（松江市）及び細井地区（安来市）で覆砂整備

○海藻刈りによる栄養塩循環システム構築事業（鳥取、島根両県連携）

- ・予定量を上回る約350トンもの海藻回収ができるなど一定の成果が見られるものの、製品保管にも影響する乾燥行程の改善など課題も多いことも判明。

②平成24年度の水質改善に係る事業計画について

第2回中海会議において流向・流速の観測の強化といった意見もあり、専門家の意見も参考にして新たな調査事業に着手することや、継続事業など周辺4市の各種浄化事業を含め情報交換した。

○米子湾流動観測調査（国土交通省及び鳥取、島根両県の3者連携）

- ・航走観測などによる流向、流速等現地観測データを元にした流動シミュレーションモデルにより米子湾の流動等を確認し、必要な水質浄化対策を検討する。

○中海底質調査（鳥取、島根両県で連携）

- ・湖沼水質への影響も大きい底質の栄養塩の含有量や溶出量等の調査を実施する。（H24～H25）

○その他

- ・海藻刈りによる栄養塩循環システムのモデル構築事業は継続実施。（両県連携）

③水質改善策等に関する情報提供（環境省）

- ・全国の指定湖沼の水質状況の他、新しい水質指標（例えば透明度や底層D0）の策定について、中海での現地調査をH24も実施するなど継続検討の予定。

2 「中海の水質及び流動会議」の概要

○設置目的：中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価や検討を行うこと。（平成22年9月16日設置）

○構成員：国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所、農林水産省中国四国農政局、環境省中国四国地方環境事務所
鳥取県及び島根県の環境、企画、農林水産、河川所管部局、米子市、境港市、松江市、安来市の中海環境関係所管課

「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」(第2期)の策定について

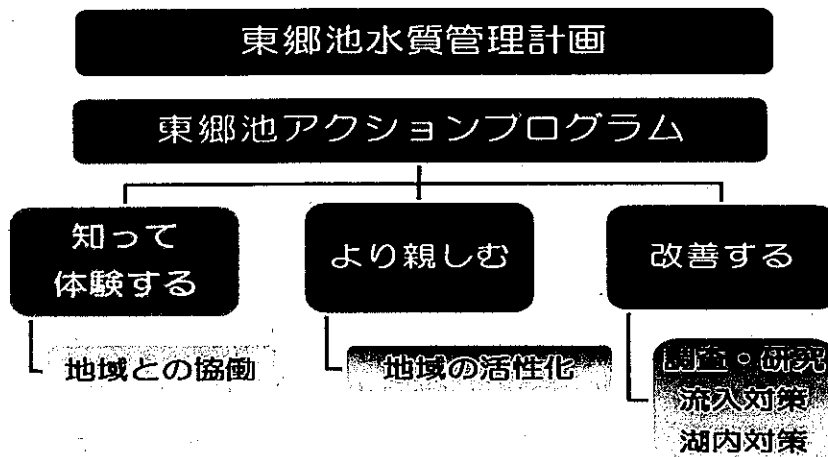
平成24年4月20日

水・大気環境課

○地域住民等が取り組む水質浄化活動や行政が取り組む施策を具体的に盛り込んだ行動計画である「東郷池アクションプログラム」の第1期の計画期間(H20~H23)が経過したため、その成果や課題を整理して、今後5年間の第2期計画を平成24年3月に策定した。

○主な特徴としては、湯梨浜町が設立した「東郷湖・未来創造会議」の提唱する各種プロジェクト(スポーツ、農業体験、田舎暮らし等)等の利活用を水質浄化の取組推進につなげるとともに、「池離れ」が懸念される子どもたちが直接池に触れる湖岸学習の実施や全国に先駆けて「五感に基づいたわかりやすい環境指標」の確立などを進めることとしている。

1 プログラムの体系



2 目標・目的

目的	もっと身近で、もっと豊かな東郷池へ
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○全国に先駆け、『五感に基づくわかりやすい環境指標』を確立し、東郷池を利活用された方の満足度の向上を図ります。 ○多様な生物(ヤマトシジミ、シラウオ等)が多数生息し、人々が水に親しめる環境を目指します。

3 第2期プログラムの主な取組み内容

- 東郷湖活性化プロジェクト及び東郷湖・未来創造会議の各種事業と連携した各種浄化事業の推進
- 「東郷池五感チェック」を用いた地域住民の意識調査や新たな環境指標の作成
- 水環境への関心を一層深める「愛らぶ東郷池シンポジウム」の開催(県と町の協働)
- 町内先進地区の各種取組を地元CATVが番組紹介する等エコファーマー制度の一層の普及
- 森林環境保全税を利用した森林・竹林の整備の推進
- 覆砂(H21~22:0.10Km²)の持続効果の検証

<参考~第1期プログラムの主な実績、成果>

- 下水道接続率 96.5%、農業集落排水施設接続率は 95.3%
- アダプト・プログラムによる参加団体 25 団体にも増加(H21:16 団体)
- モク肥料化プロジェクトによる水草刈りと再利用促進
- コイ・フナの人工産卵床の設置やサケ等の遡上確認
- 一斉清掃(5、10月で約570名参加)によるゴミ回収(H22:約800Kg)
- エコファーマーは、周辺の水田作付面積の約22%に普及(目標値に対して44%の進捗状況)



湖山池の水門開放後の塩分濃度変化等について

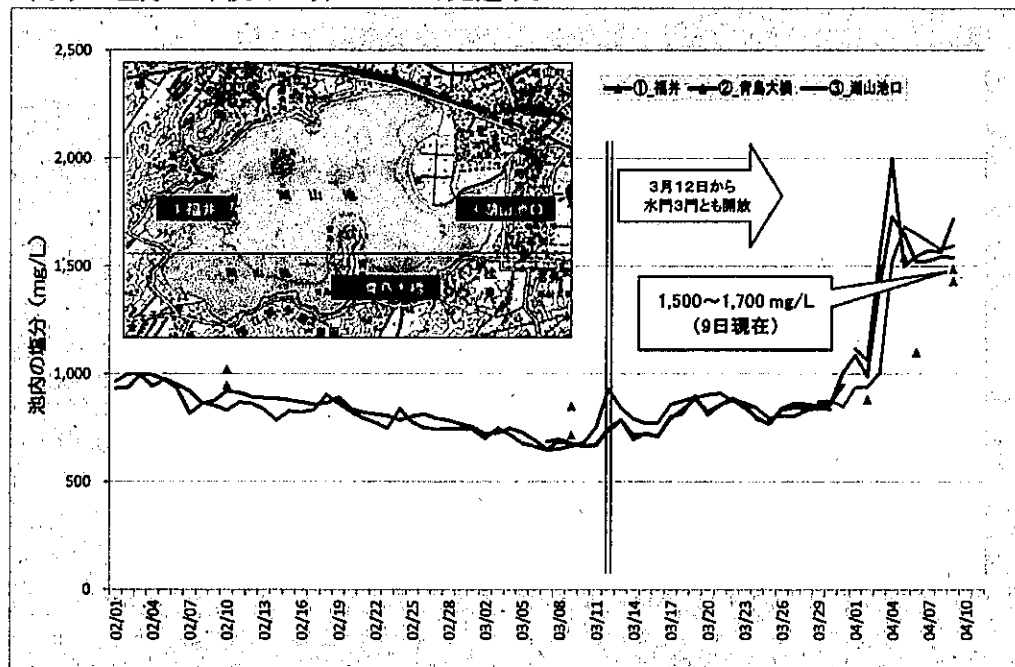
平成24年4月20日
水・大気環境課/河川課

湖山池将来ビジョンに基づく高塩分化への取組みが3月12日にスタートし、湖山池水門の全門を開放している。その後の塩分濃度の変化は、下記グラフのとおりであり、今後福井地区の塩分濃度が3,000ppmを上回るまで、全門開放を継続していくこととしている。

また、高塩分化に伴って生じる環境変化については、水質、動植物類等のモニタリング体制を拡充し綿密なチェックを実施していくこととしている。

(1) 開門から現在までの塩分濃度の変化(4月9日現在)

- 9日現在で、福井地区：1,600ppm、青島大橋：1,500ppm、池口：1,700ppmとなっており、潮位差の関係で夏季に向けて塩分は今後も上昇していく見込み。



(2) モニタリング体制の拡充

- 県の関係部局(生活環境部、県土整備部、農林水産部)及び鳥取市が連携・役割分担して取り組む。
- 新たに環境モニタリング委員会(学識経験者等)を設置し、モニタリング結果の評価を行うこととしている。
- モニタリング結果については、自治会をはじめホームページ等を通じて広く公表していく。
- 環境変化の主な追跡モニタリングは下表のとおり。

項目区分	モニタリングの内容
水質全般	湖水の塩分濃度、溶存酸素量、COD等の一般水質項目等を調査
プランクトン 水生植物	アオコやヒシ等の変化状況を調査
魚類・底生生物	淡水・汽水性魚類(コイ、フナ、ワカサギ等)及び貝類(カラスガイ、シジミ等)の変化の調査
農作物	周辺農業用水の塩分分布の追跡調査

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について

平成24年4月20日
循環型社会推進課

1 国からの要請の対応について【別表参照】

- (1) 野田内閣総理大臣からの災害廃棄物広域処理への協力要請、細野環境大臣からの検討結果の回答を求める要請（H24.3.16 付け）を受けて、県内全19市町村、東・中・西部の3広域行政組合、衛生・清掃関連の2施設組合の計24団体に受入れの検討を依頼し、その結果を4月6日付けで回答した。
- (2) 災害廃棄物の受入れの可能性のありそうな焼却施設等を有する県内の民間事業者に対して、県で協力をお願いした。

2 市町村等に対する説明会及び災害廃棄物受入自治体の視察について

- (1) 災害廃棄物の受入れ検討説明会の開催
 - ・時期等 3/27 於：米子市
 - ・環境省中国四国地方環境事務所長より、国の示す安全基準、広域処理に係る財政支援等について説明を受けた。
- (2) 災害廃棄物受入自治体の視察（米子市も同行）
 - ・時期 3月28日～29日
 - ・視察先 静岡県島田市、静岡県庁
 - ・内容等 受入基準を100ベクレルとしていることや、住民の不安を払拭するため、試験焼却後の焼却灰を一般公開するとともに、市民が放射線を測定出来るようにしている取組（島田方式）について視察した。

3 国への要請活動について

- (1) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について、問題意識を共有する6県知事が連名で要請を行った。（長野県、三重県、鳥取県、広島県、徳島県、高知県）
 - ・時期 4月11日（水）
 - ・要請先 民主党 樽床伸二 幹事長代行
環境省 高山智司 環境大臣政務官
総務省 福田昭夫 総務大臣政務官
 - ・内容等 広域処理の全体計画の明示、安全性についての十分な情報公開と説明責任、焼却灰の最終処分場確保、財政負担の明確化等
- (2) 市町村等の検討状況を踏まえて県単独でも要請を行った（米子市も同行）。
 - ・時期 4月11日（水）
 - ・要請先 環境省 高山智司 環境大臣政務官、伊藤哲夫 廃棄物・リサイクル対策部長
 - ・内容等 国による最終処分場の確保、最終処分場の残余年数が減少すること等に対す財政支援、受入基準を独自に設けた場合のマッチングを責任を持って対応すること等

4 今後の取組について

今後、米子市等と災害廃棄物の受入れに向けたより具体的な検討を行なっていく。このため、国に対して調整・交渉を行う体制整備について要請しているところ。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域的な協力要請に対する検討結果

平成24年4月6日
鳥 取 県

1 自治体所有の施設での受入について

区 分	団 体 名	検 討 概 要
受入が可能 (1)	米子市	<ul style="list-style-type: none"> ○地元関係者の理解をいただくことを大前提として <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターの受入れ基準に合ったものであること ・安全性が確保されていること ・焼却残渣の処分先が確保されていること ○受入施設名：米子市クリーンセンター <ul style="list-style-type: none"> ・受入可能量：41t/日、年間最大受入可能量：15,000t/年
現時点で判断出来ない (5)	中部ふるさと広域連合	○災害廃棄物受入処理全体の安心・安全を見極め、関係住民・自治体の理解を得ながら判断したい。
	境港市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境省の説明会(3/27)において、8000Bq/kgを超えた場合の処理方法や災害廃棄物受け入れに対する焼却炉の補修費等の支援が明確ではなく判断することができない。 ○最終処分場は広域管理であり、埋立残余量に余裕がない。
	西部広域行政管理組合	<ul style="list-style-type: none"> ○受入に当たっての組合構成市町村の承認が得られていない。 ○最終処分場の残余容量がない等、能力的に厳しい状況にある。
	日南町	<ul style="list-style-type: none"> ○町の焼却場のある地元をはじめ、地域住民の理解を得ることが必須となる。 ○焼却灰の具体的な処分方法及び受入れを可能とした場合の搬入経路や処理施設の放射能汚染など、不確定要素が多い。
受入が困難 (5)	日野町・江府町・日南町衛生施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ焼却場のある地元はもとより、地域住民の理解を得る必要がある。 ○焼却灰の具体的な処分方法及び受入可とした場合の搬入経路や処理施設の放射能汚染など、不確定要素が多い。
	鳥取市	○鳥取市神谷清掃工場(270t/日)は、排ガス処理装置が電気集塵機であり、技術的に放射性物質を捕集することができない。
	東部広域行政管理組合	○最終処分場からの放流水中の放射性物質の濃度が限度を超えた場合の水処理の安全性が懸念され、又、処分場の安定性も欠く恐れがあることから、放射性物質を含む廃棄物や焼却灰を埋立処分することは困難である。
	大山町	○本町の焼却施設だけではすべての可燃ごみの処理ができない現状にある。その他のゴミについては処理施設を有していない。
	伯耆町	○本町の施設は建築後24年経過し老朽化しており、これ以上の負担増加は困難である。
施設がない (13)	南部町・伯耆町清掃施設管理組合	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却炉の能力に余裕がない。 ○炉が老朽化しているため、過重な焼却は出来ない。
	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、日吉津村、南部町、日野町、江府町	

2 民間施設での受入について

- (1) 災害廃棄物の受入れの可能性のありそうな焼却施設等を有する県内の民間事業者に対して、県で協力をお願いした。現在、社内で協議中であることから具体的な事業者名等の公表は差し控えたいが、焼却灰の処分先の確保や地元住民の理解がなければ受入は困難とのことであった。
- (2) 市町村に対しても所管内の民間施設の活用の可能性を照会したが、全市町村で「民間施設で受入可能な施設はない」又は「把握してない」との回答であった。

第11次鳥獣保護事業計画の策定について

平成24年4月20日

公園自然課

県の野生鳥獣の保護管理に関する基本的な考え方を定める鳥獣保護事業計画の第11次計画（平成24～28年度）を策定しました。

1 計画策定の背景

- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、知事は、環境省の基本指針に即して、県の野生鳥獣の保護管理に関する基本的な考え方を定める鳥獣保護事業計画を定めるものとされている。
- 平成23年9月に環境省の基本指針が改訂されたことに伴い、平成24年4月1日を始期とする次期計画（第11次計画）を策定。

2 計画の内容

(1) 計画の主な内容

- 野生鳥獣を捕獲（有害鳥獣捕獲等）する際の捕獲許可の基準
- 特定鳥獣保護管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ）の策定方針
- 鳥獣保護区等の捕獲制限区域の指定、更新に係る計画
- 適正な狩猟を行うための指導等や普及啓発の方針 ほか

(2) 前計画からの主な変更点

- 有害捕獲許可基準で、一定の条件を満たせば、狩猟免許を所持していない者も有害捕獲の従事者に補助者として含むことができることを追加
- 外来鳥獣の捕獲許可について捕獲数等の許可基準を緩和

(3) 計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

(4) 計画項目

- 第一 鳥取県の現状と鳥獣保護事業の推進
- 第二 計画の期間
- 第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- 第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 第五 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- 第六 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- 第七 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
- 第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- 第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
- 第十 その他（普及啓発、傷病鳥獣救護の基本的な対応など）

3 策定の経緯

市町村等関係機関から要望を聞きとり原案を策定し、関係団体等へ意見照会を行うとともにパブリックコメントを実施し、環境審議会の審議を経て、3月30日に告示。

4 策定した計画の公開状況

計画書は東・中・西部総合事務所生活環境局で縦覧するとともに、公園自然課のホームページで公開。

鳥取県イノシシ保護管理計画書の概要

【計画策定の目的及び背景】

イノシシによる農林作物被害は平成10年度に急増、その後1億円前後で推移した後、平成18年度以降は1億円を下回っている。しかし、依然として中山間地域をはじめ、県下の農業生産活動に大きな影響を与えている。こうした現状から、イノシシによる農林作物被害の軽減、個体数の安定維持と本県の豊かな生物多様性を維持するため、引き続き、計画的に保護管理を行い、人間との共存を図っていく。

【計画の期間】

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
(第11次鳥取県鳥獣保護事業計画期間内)

【保護管理が行われるべき区域】

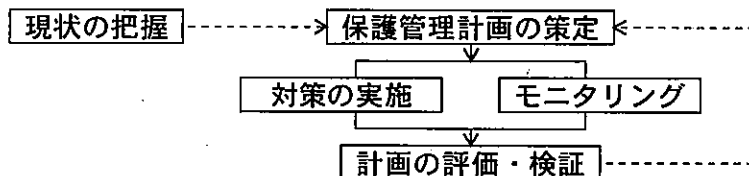
鳥取県全域

【保護管理の目標】

- 個体数調整によりイノシシ生息数の減少を図る。
- 生物多様性の確保に加えて狩猟資源として安定的水準を維持できるよう個体数管理を図る。
- 農林業被害等のイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図る。

今までの計画的な保護管理の結果、個体数の大幅な増加は抑制されているが、個体数は横ばいから微増の傾向にあることから、鳥獣被害対策実施隊の設置等捕獲体制の整備に努め、引き続き捕獲圧を高めて計画的に保護管理し、人間活動との軋れきを軽減させるための方策を実施していく。さらに計画の検証を継続的に実施するとともに、計画の達成状況の点検、評価を行い、イノシシ保護管理計画に反映（フィードバック）させていく。

《保護管理フロー》



【個体数管理の目標】

- 平成24年度から28年度の年間捕獲目標を6,000頭以上とする。
- モニタリング調査結果等により、捕獲圧の調整、捕獲目標値の見直しを行う。

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・狩猟期間を延長（11月1日から翌年2月末日まで）
 - ・猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の径の制限を解除）
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
- 個体数調整の推進
- 鳥獣被害対策実施隊等の新たな捕獲体制の検討

【生息地の保護及び整備】

- イノシシを人里に近寄らせないような環境づくりを検討する。

【その他】

- 捕獲では、被害の軽減効果が低いことから総合的な被害防止対策を推進する。
- 対策技術の普及・人材育成等の強化を図る。

鳥取県ニホンジカ保護管理計画書の概要

【計画策定の目的及び背景】

ニホンジカは、県東部を中心に農林業生産活動や生態系等に大きな影響を与えており、今後それらの被害が県下全域に拡大することが懸念されている。こうした現状から、農林業被害や生態系への影響を軽減させ、生息数を安定的に維持しながら人との軋れきを軽減し、互いに共存することを目的として、科学的な調査・知見に基づき計画的な保護管理を行う。

【計画の期間】

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
(第11次鳥取県鳥獣保護事業計画期間内)

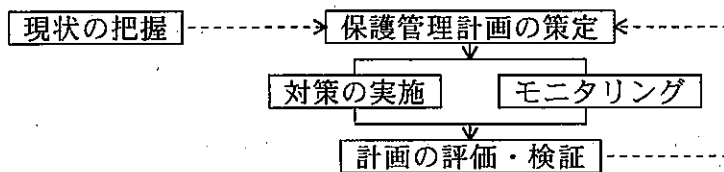
【保護管理が行われるべき区域】

鳥取県全域

【保護管理の目標】

- 個体数調整によるシカの個体数の削減と生息域の拡大の抑制
 - 農林業被害等のシカと人間活動との軋れきの軽減
 - 森林生態系への影響軽減と、生物多様性の確保
- ※ 個体数の管理や被害防除対策を早急に実施するとともに、生息状況の継続的モニタリングにより計画の達成状況の点検、評価を行い、保護管理計画にフィードバックさせていく。

《保護管理フロー》



【個体数管理の目標】

- 農林業被害が顕在化しない生息水準（SPUE値0.1以下*）とすることを当面の目標とする。
 - 各種モニタリング（糞塊密度調査、CPUE値等）結果等により、捕獲圧の調整、捕獲目標値の見直しを行う。
- * 1人の猟師が当該区域に10日間出猟した時、1頭のシカを目撃するレベル。1日に10人で出猟した場合、1頭目撃されるレベル。

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・ 狩猟期間を延長（11月1日から翌年2月末日まで）
 - ・ 1日当たりの捕獲頭数制限の解除（制限無し）
 - ・ 猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の径の制限を解除）
- 許可捕獲の予察捕獲を県下全域で実施
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
- 個体数調整の推進
- 個体数を減らす対策への支援
- 鳥獣被害対策実施隊等の新たな捕獲体制の検討

【被害対策】

- 侵入を防ぐ対策
 - ・ 集団的、効果的な侵入防止柵の設置促進
 - ・ 低コストで効果的な侵入防止柵の導入
- 対策技術の普及・人材育成

【その他】

各種モニタリングを行うとともに、関係者の合意形成を図りながら各種施策を推進する。

鳥取県ツキノワグマ保護管理計画書の概要

【計画策定の目的及び背景】

ツキノワグマによる人身被害の回避や農林業被害の軽減を図るとともに、絶滅のおそれのある地域個体群の長期にわたる安定的維持を図ることによって地域における生物多様性を確保しつつ、人とクマとの共存を目指す。

【計画の期間】

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
(第11次鳥取県鳥獣保護事業計画期間内)

【計画の対象区域】

鳥取県全域

【保護管理の目標】

人身被害防止対策や農林業被害防止対策を積極的に推進し、住民の安全と安心の確保を図りながら、クマの生息水準の安定と地域個体群の維持を図る。

【保護管理の実施】

ア 人身被害防止対策

- ①遭遇回避対策：入山者への注意喚起、目撃情報のある地域における鈴等の携帯や巡回体制の整備、学習会の開催等
- ②生活環境の整備：電気柵の設置、緩衝帯の設置、誘因物の除去等
- ③クマ対策：クマに人への嫌悪感を与える学習放獣の実施、放獣個体の監視

イ 農林業被害防止対策

- ①農地等への侵入を防ぐ対策：侵入防止柵の設置
- ②周辺環境を改善する対策：緩衝帯の設置、誘因物の除去

ウ 個体管理

- ①狩猟を禁止する。
- ②クマの有害鳥獣捕獲許可権限の見直し、検討は継続する。
- ③錯誤捕獲防止対策の推進する。
- ④出沒等対応基準に基づき段階的な対応を図る。

区分	状況	対応方法
第1段階	目撃・出沒等の情報はあがるが、日常生活活動において遭遇または被害の発生するおそれが低い場合（山中で目撃、痕跡の発見、集落周辺、果樹園で単発的に出沒、目撃等）	看板の設置などの注意喚起
第2段階	日常生活活動において遭遇または被害の発生するおそれが高い場合（農作物で複数回被害発生、集落周辺で複数回目撃等）	防護、誘引物の除去、追い払い、捕獲して原則殺処分*
緊急対応	①市街地、集落などに出現、滞在 ②人家等へ侵入、人身被害が発生	現地对策本部を設置し、捕獲して原則殺処分

*ただし、親子グマ、子グマは放獣とする。

⑤個体数調整捕獲の実施を検討する。

【生息環境の整備】

ツキノワグマをはじめ多様な生物の生息に適した森づくりを推進する。

【その他】

- ・県民の理解・協力が得られるように合意形成に努める。
- ・モニタリング調査を実施し、計画を検証する。
- ・精度の高い生息頭数推定に努める。
- ・計画を推進するために、人材の育成に努める。
- ・地域個体群の生息域である兵庫県、岡山県と円滑な情報共有等を行うとともに、隣接する島根県、広島県との連携にも努める。

レッドデータブックとっとり改訂版の公表について

平成24年4月20日
公園自然課

平成22年度に改訂した「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト（レッドリスト）」に基づき、種の特徴や写真、解説等を掲載したレッドデータブックを改訂しましたので3月30日（金）から鳥取県ホームページで公表しています。

1 改訂の経緯

鳥取県版のレッドリスト（レッドデータブックとっとり初版：動物編、植物編）が平成14年3月に公表されてから県内の野生動植物に関する知見が集積され、また、野生動植物の生息・生育状況の評価の見直しが必要となっていた。このため、平成21年度から鳥取県生物学会等の協力を得て、改訂作業を進め、その結果がとりまとまったので、10年ぶりに改訂版を公表した。

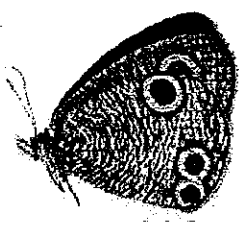
2 調査・選定対象の範囲

動物、非維管束植物、維管束植物

3 掲載項目と内容

種名、カテゴリー区分（鳥取県及び環境省のレッドリストカテゴリーの名称と記号）、選定理由、特徴、分布、保護上の留意点、写真等

ウラナミジャノメ 鱗翅目（チョウ目） ジャノメチョウ科
Ypthima mitschuiskyi (Bremer & Grey, 1852)



鳥取県新島町山田 2005.7.23 小村一彦撮影/撮影：永嶋忠之

■選定理由：局地的な分布を示す種で、県内では鳥取市に生息地が知られていたが、1950年代を最後に記録が途絶えていた。2009年に岩美町で再発見されたが、生息地は非常に局地的で危険な状態にあるとおもわれる。

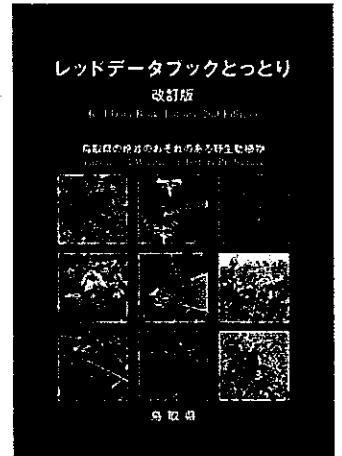
■特徴：前翅長は25mm前後、翅表は暗褐色で、前翅端付近と後翅後角付近に1個の眼状紋がある。山間地方では年2化（6月と8-9月）、兵庫県浜坂では年1化（7月）。幼虫はイネ科やカヤツリグサ科の植物を食べる。近縁のヒメウラナミジャノメが、田畑のわき、河原、林縁など多様な草地環境の生息するのに対し、本種はどこでも局地的である。

■分布 県内：現在は岩美町西部の一方所。過去には、鳥取市久松山山麓にも記録があった。県外：神奈川県以西の本州、四国、九州、群馬、岩手、山梨など。

■保護上の留意点：岩美町西部の生息確認地の環境の維持とともに、近辺にさらに生息地がないか、継続した調査が必要である。

■文献：64, 148, 188.

執筆者：滝江賢一郎



4 選定結果の概要

- (1) 新たな選定対象として菌類、地衣類、車軸藻類、コケ植物を加えたこと等により掲載種が増加。
【初版】626種、【改訂版】788種（新規追加：192種、除外：30種）
- (2) カテゴリー別選定種数

区 分	絶滅 EX	絶滅危惧			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	その他の 保護上 重要な種 OT	計
		I類 CR+EN	II類 VU	小計				
① 哺乳類	4	1	6	7	9	5	0	25
② 鳥類	2	15	15	30	40	3	0	75
③ 爬虫類	0	1	0	1	1	3	0	5
④ 両生類	0	0	2	2	5	0	3	10
⑤ 淡水魚類	0	4	4	8	8	2	0	18
⑥ 昆虫類	7	16	30	46	43	33	8	137
陸生甲殻類	0	0	0	0	0	4	0	4
⑦ 多足類	0	0	0	0	0	2	0	2
クモガタ類	0	0	2	2	5	1	9	17
⑧ 陸産・淡水産貝類	0	9	2	11	22	9	2	44
⑨ その他の無脊椎動物	0	0	0	0	1	2	1	4
小 計 ①	13	46	61	107	134	64	23	341
⑩ 菌類	0	0	5	5	4	0	0	9
⑪ 地衣類	0	1	1	2	1	4	0	7
小 計 ②	0	1	6	7	5	4	0	16
⑫ 車軸藻類	0	7	1	8	0	1	0	9
⑬ コケ植物	0	0	2	2	5	9	2	18
⑭ 維管束植物(シダ植物)	4	14	21	35	14	0	0	53
⑮ 維管束植物(種子植物)	8(うち2はEW)	90	112	202	118	8	15	351
小 計 ③	12	111	136	247	137	18	17	431
総計(小計①+②+③)	25	158	203	361	276	86	40	788

5 公表の方法

- (1) 鳥取県ホームページ（公園自然課：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95805>）で電子データを公表。
- (2) 県立図書館、各市町村図書館等の主要関係機関に限り冊子を配布。

第30回全国都市緑化とっとりフェアへの車両協賛及び とっとりグリーンウェイブキャラバンの実施について

平成24年4月20日
公園自然課

このたび、平成25年秋に県と鳥取市の共催により開催する第30回全国都市緑化とっとりフェア開催の趣旨に賛同いただき、県内トヨタ販売店4社からハイブリッド車を協賛（無償貸与）いただきました。併せて、マスコットキャラクター「花トリピー」をお披露目しました。

また、花トリピーが電気自動車に乗って、花と緑の復興支援活動を行う「とっとりグリーンウェイブキャラバン」を実施していますので、下記のとおり報告します。

記

1 車両の協賛

(1) 車両引渡式

ア 期 日 平成24年4月6日（木）

イ 会 場 鳥取市民会館玄関前

ウ 式の概要

協賛車両の除幕、花トリピーのお披露目、キーの引き渡し、感謝状の贈呈、挨拶

エ 出席者（敬称略）

（提供者側） ネットトヨタ山陰株式会社 代表取締役社長 勝部宏明

鳥取トヨタ株式会社 代表取締役社長 米原 良

鳥取トヨペット株式会社 代表取締役専務 倉下光明

トヨタカローラ鳥取株式会社 常務取締役 福原捷之

（主催者側） 鳥取市長 竹内功

(2) 協賛内容

ア 協賛車両：トヨタ アクア

イ 貸与期間：平成24年4月6日から平成25年11月30日までの約1年8カ月間

ウ 協賛車両の活用：県内外の用務の際、フェアをPRする走る広告塔として使用

2 花トリピーのお披露目

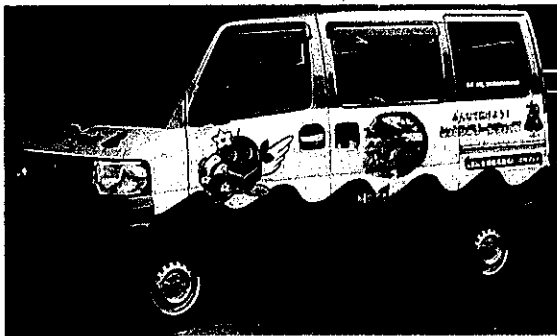
トヨタアクア引き渡し式に合わせて全国都市緑化とっとりフェアマスコットキャラクター「花トリピー」のお披露目を行いました。



3 とっとりグリーンウェイブキャラバン

(1) 目的

- ア 花や緑が持つ「心のやすらぎやうるおい」などの効用を東北の被災地の子ども達に届ける。
- イ 森と海のつながりについて書かれた絵本を鳥取県に持ち帰り、第30回全国都市緑化とっとりフェアや第64回全国植樹祭にご協力いただく小学校などに配布し、県民運動「とっとりグリーンウェイブ」の気運を高める。
- ウ 鳥取市の姉妹都市である郡山市との交流を図る。
- エ 長距離走行することや、排気ガスのないクリーンな環境で草花を運搬できることをPRし、電気自動車の普及促進を図る。



キャラバンに使用する電気自動車・三菱ミニキャブ・ミーブ

(2) 期間 4月17日(火)から25日(水)(予定)

(3) キャラバンの訪問先

- ア 宮城県石巻市保育所(2カ所)へ、ポール・スミザー氏(第30回全国都市緑化鳥取フェアアドバイザー)の選んだ球根等を寄贈
 - ・被災して建物を使用できなくなり石巻中央児童館で保育所を再開した石巻地区保育所を訪問し、球根及び県内幼稚園児が絵を描いたプランター等を届ける
 - ・津波の被害で花壇に花が植えられていない鹿妻保育所(かづまほいくしよ)を訪問し、球根や花の苗を植える
- イ 宮城県気仙沼市の水山養殖場
「森は海の恋人」運動に取り組む畠山重篤(はたけやましげあつ)氏のカキ養殖場を訪問し、森と海のつながりについて書かれた絵本「カキじいさんとしげぼう」を購入
- ウ 震災のため開館が遅れていたミュージカルがくと館(福島県郡山市)のオープンセレモニー&ホールコンサートに参加
- エ このほか東京都及び関西周辺でPR活動を実施予定

(4) 情報発信

キャラバンの様子をリアルタイムで、ツイッター、フェイスブックで情報発信します。

- ・花トリピーのツイッター

<https://twitter.com/#!/hanatoripy>

- ・水と緑のオアシスとっとり公式フェイスブックページ

<http://www.facebook.com/oasistottori>

(参考) とっとりグリーンウェイブ

県内で自然環境の保全活動等に取り組む方々を「美鳥(みどり)の大使」に認定し、自ら行動する県民運動。平成25年に鳥取県で開催される「第30回全国都市緑化とっとりフェア」と「第64回全国植樹祭」「エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取」に通じる県民運動として発展させて、環境日本一の鳥取県を目指しています。

鳥取砂丘ボランティア除草実施結果について

平成 24 年 4 月 20 日
砂 丘 事 務 所

1 平成 23 年度ボランティア除草の実施結果

鳥取砂丘再生会議（会長 西田良平）は、鳥取砂丘の美しい景観を次世代に引き継ぐため、平成 16 年度から県民の皆様と一緒にボランティア除草に取り組んでおり、平成 23 年度も企業・団体を中心とした県民の皆様と、砂丘を訪れる観光客の皆様のご協力により、可能な限り人力での除草に取り組んだ。

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

	種 別	期 間	参加者数 (延べ人)	除草面積 (ha)	除草量 (kg)
(1)	夏季早朝除草	7 月 22 日～9 月 10 日 (17 日間)	1,727	24.3	1,933
(2)	企業・団体除草	通 年 (夏季早朝を除く)	1,312		1,479
(3)	観光客による除草	通 年 (主に土日祝日)	2,100		144
(4)	アダプトプログラム 除草 (団体・個人)	通 年	770	16.3	1,566
合 計			5,909	40.6	5,122

※H23 の除草量は、平均 0.87kg/人、ゴミ袋約 1,144 袋分

2 内 容

(1) 夏季早朝における除草

夏季の 17 日間（7 月 22 日～9 月 10 日の金、土、日曜日）、早朝 6 時からの約 2 時間を除草活動期間として設定し、ボランティアを募集して実施した。個人、団体など延べ 1,727 人が参加した。

(2) 企業・団体による除草

団体を対象にしたボランティア除草を随時受け付け、15 団体、延べ 1,312 人（夏季早朝除草を除く）が参加した。

(2) 観光客による除草

4 月 9 日から 11 月 3 日までの土日・祝日を中心に、30 分程度の体験型除草を実施し、県外からの観光客を中心に延べ 2,100 人が参加した。

(4) アダプトプログラム除草

個人、団体が一定区域を責任を持って除草を行うアダプトプログラム制度により、7 個人、10 団体、延べ 770 人が参加した。

3 過去の除草実績

	H23	H22	H21	H20	H19	H18	H17	H16
参加延べ人数 (人)	5,909	5,599	3,708	3,309	3,207	2,117	904	371
除草面積 (ha)	40.6	39.9	41.1	38.7	28.7	約 20	約 16	約 12
除草量 (kg)	5,122	7,704	7,360	5,981	6,438	6,920	3,080	1,713

※H18 からアダプトプログラム除草を開始。

※H22 から観光客による除草、及び通年除草を開始。

「鳥取県公衆浴場法施行条例」及び「鳥取県旅館業法施行条例」の一部改正に伴うパブリックコメント等の実施について

平成24年4月20日
くらしの安心推進課

近年、県内の公衆浴場又は旅館を原因とする（若しくは原因と疑う）レジオネラ症患者の発生が散発していることから、公衆浴場・旅館に対する立ち入り検査を行った結果、約30%の施設で何らかの条例基準違反が確認されました。

一方、地域によっては、温泉の湧出量等の問題から、条例基準（浴槽水の毎日換水）の遵守が困難との意見もあることから、条例を実効性のあるものに改正し、浴場の衛生確保と指導の充実を図ることとし、条例改正に係るパブリックコメント等を実施します。

1 条例改正（案）の概要

	現 行		改正案
	公衆浴場法施行条例	旅館業法施行条例	
水質基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原湯、原水、あがり湯、あがり水、浴槽水の水質基準を規定。 ・水質検査（循環式：2回／年以上、その他：1回／年以上）を実施し、<u>不適合の場合は知事へ届け出ること。</u> 		<p>水質検査結果の適否に拘らず知事への届出を義務付け。</p> <p>⇒検査未実施施設の把握による指導の充実。</p>
管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽水は毎日（循環式は1回／週以上）<u>完全に新たなものに交換し、浴槽を清掃すること。</u> 		<p>毎日換水が困難な施設もあることから、<u>消毒（塩素薬剤等）などの方法により浴槽内の衛生を確保している場合は毎日換水を不要とする。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・原湯貯湯槽の清掃消毒（1回／年以上）、生物膜除去の実施。 ・浴槽水は満水にし、清浄に保つこと。 ・ろ過機及び循環用配管の清掃・消毒（1回／週以上）及び生物膜の除去（1回／年以上）を行うこと。 ・あがり湯、あがり水及びうたせ湯には浴槽水を再利用しないこと。 ・衛生措置に関する点検表を作成し、3年以上保管すること。 		<p>（改正なし）</p>

2 今後の予定

・4月下旬～

条例の一部改正案に係るパブリックコメント及び公衆浴場・旅館の業者からの意見聴取を実施し、これらの結果を踏まえ、条例改正案を県議会に附議予定。

【参考】 レジオネラ症について

レジオネラ症は、「レジオネラ属菌」という細菌によって起こる感染症で、国内では主に入浴施設を発生源とした感染事例が多く、死亡者も発生している。

1 レジオネラ症について

症状の進行が早く、適切な治療が遅れると重篤化することもある「レジオネラ肺炎」とインフルエンザに似た症状の「ポンティアック熱」の2つに分けられ、乳幼児や高齢者、病人など抵抗力の弱い人が感染しやすい。

(レジオネラ肺炎)

- ・潜伏期間は2～10日。高熱、寒気、筋肉痛、吐き気、意識障害などを主な症状とする肺炎で、重症になり死に至る場合もある。

(ポンティアック熱)

- ・潜伏期間は1～2日。発熱、寒気、筋肉痛などが見られ、一般に数日で軽快する。

2 レジオネラ属菌について

- ・土壌や河川、湖沼など自然界に広く生息している細菌。
- ・一般に20℃～50℃で繁殖し、36℃前後が繁殖に最も適した温度。
- ・アメーバなどの原生動物に寄生して繁殖し、他の細菌や藻類などから栄養分を吸収。



※浴槽、加温プール、空調用の冷却塔など、水が循環又は停滞して微生物が増殖しやすい環境で増殖が進み、急激に菌数が増えることがある。

東郷池の環境改善に向けた

アクションプログラム(第2期)

(計画期間 平成23~27年度)

～森里海の連環した

豊かな自然環境を守り受け継ぐために～

【はじめに】

このアクションプログラムは、平成20年度に「東郷池の水質浄化のための具体的な行動計画」として、地域のみなさまと県、町が協働して策定しましたが、3年経過したことから、これまでの成果や課題を整理し、これから5年間の行動計画として、新たに策定しました。

新たな点は、「池離れ」が懸念されることもたちへ直接、池を見たり、触れたりしていただく湖岸学習等の促進や、全国に先駆け人の五感を通じた「わかりやすい水質の指標づくり」などを行います。

みんなが協力して、地域の貴重な財産である「東郷池」の継続した水質浄化や美しい水辺環境を創造し、次世代へ引き継いでいきましょう。

平成24年3月
鳥取県・湯梨浜町



はじめに

東郷池周辺の環境保全を通じた「地域づくり」には、自然の循環に人の営みをうまく調和させ、森里海が連環した豊かな自然環境を継承していく必要があります。

イメージとしては、流域の森林を適正に管理し、そこから流れ出る栄養塩(窒素、リン等)で、しじみなどの魚介類が育まれ、人々が漁獲し恵みを受けると同時に湖内の汚れとなる栄養塩が持ち出されるような資源循環のシステムづくりであると思います。



流域にはたくさんの人々が暮らし、産業活動が営まれています。東郷池の豊かな水環境を守り・育むためには、日々の暮らしや産業活動において、水環境への配慮がとても大切です。

東郷池流域においては、これまで地域の皆さんの努力により、県内の他の湖沼(中海、湖山池、)の流域に先んじて、下水道網の整備が完了しつつ(整備率 96.6%)あり特筆されます。

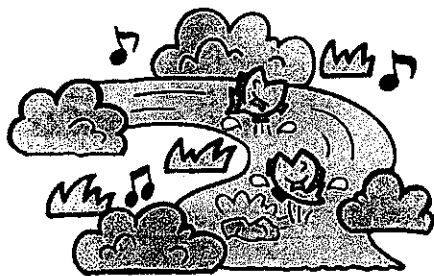
今後は、森林や農地の適正管理、道路、河川及び公園の清掃など、面的な汚濁物質を抑制する取組が重要となってきます。



しじみ漁等の漁業による栄養塩の持ち出しやモク再生プロジェクトなど生物の浄化機能を活用した湖内の浄化対策も継続して取り組む必要があります。

これらの活動を進めるためには、まずは水環境を身近に感じてもらうことが必要ですので、流域に暮らす人々の五感を活かしたわかりやすい環境評価にも取り組みます。

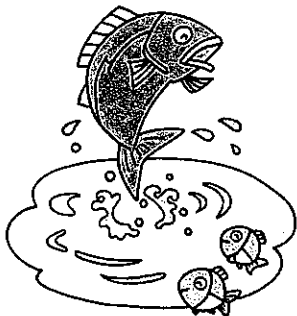
東郷池を取り巻く豊かな森里海が連環する自然環境を生かしたレクリエーション機能の配置等の土地利用をランドデザインし、環境の保全・再生に取り組むということも大切な視点です。



さらに、今後の東郷池周辺の利活用を進めるため、このたび、湯梨浜町では、東郷池・未来創造会議において、10のプロジェクトを選定しました。

プロジェクトでは、水辺の自然に親しめる「環境」「健康」「経験」の「場」「舞台」として東郷池を位置づけ、「天女」をシンボルとして戦略的な地域づくりの取組みがはじまります。

一例では、「森里海の連環」の視点から環境学習、カヌー体験などのスポーツプログラム、農業体験・田舎暮らしプログラム等をメニューにして観光資源にする取組みなどです。



このアクションプログラムは、東郷池・未来創造会議のプロジェクトとともに、東郷池の環境保全・再生を通じて、流域住民の皆さんや事業者の方々、行政が協力して地域づくりを進めるための行動計画として作成しました。

この行動計画を参考にさせていただき、おひとり、おひとりが東郷池の水質浄化につながる取組みを、見つけていただきたいと思います。

そして、見つかったら、ぜひ、実践して、誰かに伝えていただきたいと思います。

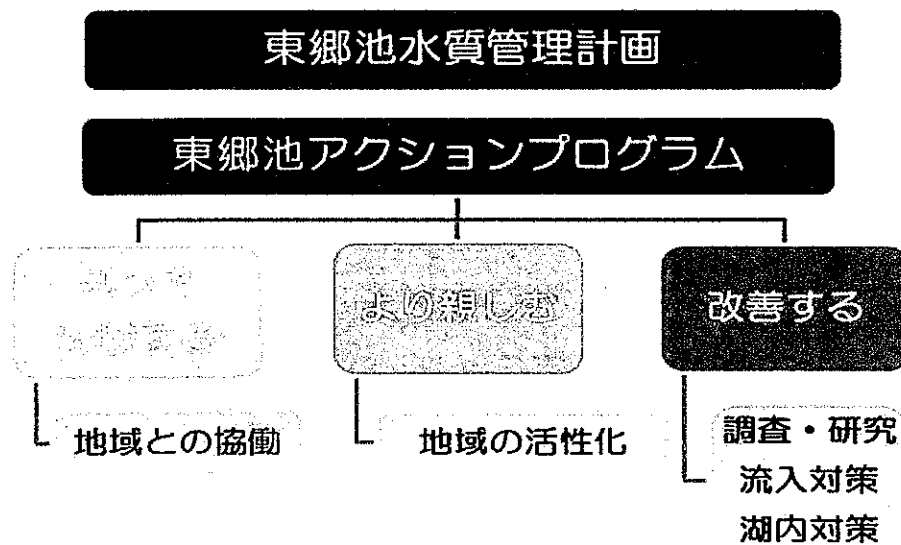
その輪が広がり、東郷池周辺の美しい水環境が守られ・育まれ、より良い「地域づくり」に結びつくことを願い、ひとつひとつ具体的に行動していきましょう。



森里海の連環とは

森里海の連環は、豊かな森が豊かな海を育むこと、そのつながりを壊すのも再生できるのも“里”に住む私たち自身であることを意味しています。「つながりの価値観の再生」を目指す森里海の連環は、地域をより持続循環的に再生する上で、不可欠の理念です。

東郷池アクションプログラム（行動計画）の体系



目的	もっと身近で、もっと豊かな東郷池へ
目標	<p>◎全国に先駆け、『五感に基づくわかりやすい環境指標』を確立し、東郷池を利活用された方の満足度の向上を図ります</p> <p>◎多様な生物（ヤマトシジミ、シラウオ等）が多数生息し、人々が水に親しめる環境を目指します</p>

【プログラムの構成】

地域との協働	1.地域との協働	(1)地域住民・事業者・行政等の協働による浄化活動 (2)環境学習 (3)活動の支援
地域の活性化	2.地域の活性化	(1)利・活用の推進
調査・研究	3.水質の保全	(1)五感に基づいた新たな指標づくり等 (2)湖沼・河川等の水質調査 (3)不法投棄等の監視
	4.生態系の回復	(1)魚介資源回復のための調査 (2)魚類・シジミ等の生息環境の改善 (3)水生植物帯の再生
流入対策	5.森林・農地・市街地等の対策	(1)森林の適正管理 (2)環境にやさしい農業の推進 (3)市街地等の清掃
	6.生活・事業場排水対策	(1)下水道等への接続推進 (2)下水道等以外の生活排水対策 (3)工場、事業場の排水対策
湖内対策	7.湖内浄化対策	(1)直接浄化対策の実施

こどもたちをはじめとした地域の方々の水環境への関心が高まり親しみ・愛着心がより一層育まれるよう取り組みます。

(1) 地域住民・事業者・行政の協働による浄化活動

地域の方々によるアダプト・プログラム等の活動をさらに広げるとともに、県・町が協働して楽しいシンポジウム等を開催し、より多くの方に東郷池に親しんでもらう機会を提供します。

取組内容
○アダプト・プログラムによる浄化活動
■16 団体 (H21 年 2 月) ⇒25 団体 (H24 年 1 月)
○水質浄化を進める会での浄化対策の検討・実施
○モク肥料化プロジェクトによる水草刈りと再利用
○コイ・フナの人工産卵床設置
新 「愛らぶ東郷池」シンポジウムの開催(県・町協働)



《参考》モク肥料化プロジェクトの活動

【平成22年度の取組】 水草2トンを回収し、乾燥させて土壌改良材などにリサイクル利用しました。

【その1】水草の刈取り・水揚げ



地元漁業者のみなさんお力をお借りして



【その2】運搬



水草についたゴミを取り除いてトラックへ

【その3】天日干し



選果場で児童の力を借りて



ひっくり返し作業は園児たち



土壌改良材として保育園などにプレゼント

(2) 環境学習

こどもたちが東郷池に親しめるよう、湖上や親水護岸などでの学習会を行い、実際に池に触れる機会を提供します。

取組内容
○湖上・湖岸学習など環境教育の充実 〈東郷池湖上観察会・アグリキッズスクールなど〉 ○出前講座や図書貸出し

(3) 活動の支援

地域の方と行政の協働による環境保全活動をより活発化するため、協働できる活動を発掘し、財政的・技術的な支援等を積極的に行います。

取組内容
○環境保全活動への財政支援 ■みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金 ○こどもエコクラブの活動支援等による環境学習の推進 ○河川・道路の維持管理活動、環境美化活動の支援

《参考》地域で活動を進める団体等の概要

区 分	構成員	おもな活動状況	年間活動数
水質浄化を進める会	各種団体 事務局（行政）	アダプト・プログラム	通年2回程度
		モク刈りプロジェクト	年1回
東郷池メダカの会	個人	メダカ池管理・ヨシ再生	通年
東郷湖活性化プロジェクト	各種団体等 事務局（行政）	環境・観光・産業・資源分野 の振興、活性化	通年 3回程度
こどもエコクラブ	各種団体	環境学習・環境保全活動等	通年
アダプトへの参加団体	各種団体	清掃・植栽 等	通年
河川・道路ボランティア	各種団体	清掃・草刈 等	通年
アグリキッズスクール	個人 事務局（JA）	環境学習等	通年

2 地域の活性化

環境改善に向けた取組と未来創造会議の提案する環境・健康・経験のプロジェクトをシンクロナイズさせながら東郷池周辺の豊かな水辺環境の創造を図ります。

(1) 利・活用の推進

湯梨浜町などが主体となり、ホワイトライアスロン、水郷祭、ドラゴンカヌー大会、カニバスなど東郷池周辺を利活用する多彩なイベントを開催し、町内外から多くの方に東郷池へ訪れていただき、親しんでいただく機会を提供します。

その際には、地域住民の皆さんにボランティア等で参画していただくよう働きかけを行い、地域全体の活性化や環境意識の高揚等につながるような取組みを進めます。

取組内容

新東郷湖活性化プロジェクト事業の推進

新東郷湖・未来創造会議事業の推進

《参考》主なイベント

5月	春の東郷池一斉清掃	8月	東郷湖ドラゴンカヌー大会
6月	ホワイトライアスロン	10月	秋の東郷池一斉清掃
7月	水郷祭	12~3月	カニバスツアー

3 水質の保全

東郷池により親しみを感じていただけるよう、「五感に基づいたわかりやすい環境指標」を作り、流入地域の浄化対策や利活用のためのゾーニングを検討します。

(1) 五感に基づいた新たな指標づくり等

地域の方などにご協力いただき「東郷池五感チェック」調査をおこない、よりわかりやすい新たな指標作成などに取り組みます。

取組内容

新「東郷池五感チェック」を用いた地域住民の意識調査

新「東郷池五感チェック」の結果を用い、住民意識を反映した新たな指標の作成

新水生植物やその生育要因に関する情報を収集し、湖沼生態系の評価指標の設定及び活用

東郷池五感チェックとは…

- ・「見る」「聞く」「嗅ぐ」「味わう」「触れる」という人間の感覚で、東郷池の環境を評価するもの。
- ・高度な機器や実験試薬などを使わず、多くの方の感覚で、各項目に点数を付け、水質チェックをしていただきます。多くの方の評価と実際の水質の関係を分析して、新たな指標を確立し、満足度の向上を図ります。

(2) 湖沼、河川等の水質調査

東郷池への流入河川6地点等の定期的な水質調査によるデータ収集と分析に取り組みます。

取組内容

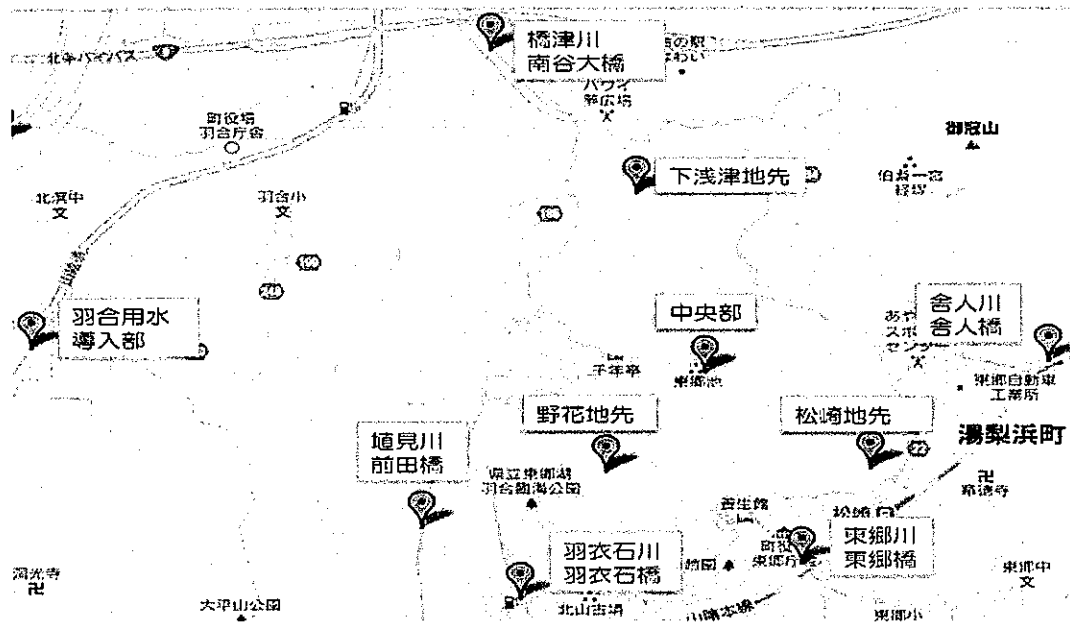
○東郷池の水質の監視・調査

〈県：4地点、月1回 町：透明度調査1地点、週1回〉

○流入河川の水質の監視・調査

〈埴見川、羽衣石川、東郷川、舎人川、橋津川、羽合用水導入部の6地点〉

《参考》水質測定地点図



(3) 不法投棄等の監視

不法投棄監視員が水質及び廃棄物等の監視に継続して取り組みます。

取組内容

○不法投棄監視員による水質、廃棄物等の監視

■H22年度 延べ21回実施

4 生態系の回復

生態系を利用した自然の浄化機能を活用し、水質浄化に取り組みます。

(1) 魚介資源回復のための調査

これまでの調査研究により、シジミの漁獲量は年間 200 t 前後で推移し、人工産卵床の造成によりコイ、フナ、ワカサギ、シラウオの産卵が確認され、魚道設置によりアユやサケなどの遡上が見られています。

こうした魚介の生息環境の保全・再生活動は、こどもたちに絶好の環境学習の場ともなっています。今後も調査研究を進め、その成果等を出前講座などによる普及していきます。

取組内容

- 魚介資源回復の調査成果の普及
〈出前講座、シンポジウム等を有効活用〉
- シジミ資源のモニタリング調査
〈調査結果を活かし、最適漁獲方法の提言を行う〉



魚道に遡上したアユ

(2) 魚類・シジミ等の生息環境の改善

魚や貝などが生息しやすい環境づくりのため、東郷湖漁協と協働して水質の監視や湖底・湖面の清掃に取り組みます。

取組内容

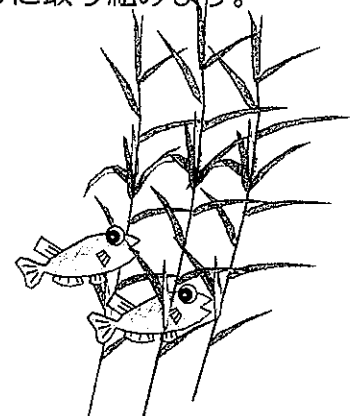
- 漁協による湖内水質の監視（1回/1時間の常時監視）
- 湖底及び湖面の清掃
〈漁協が実施主体となり、船舶・ジョレン等によりゴミを回収〉
- 漁協による湖内覆砂及び浅場造成の実施

(3) 水生植物帯の再生

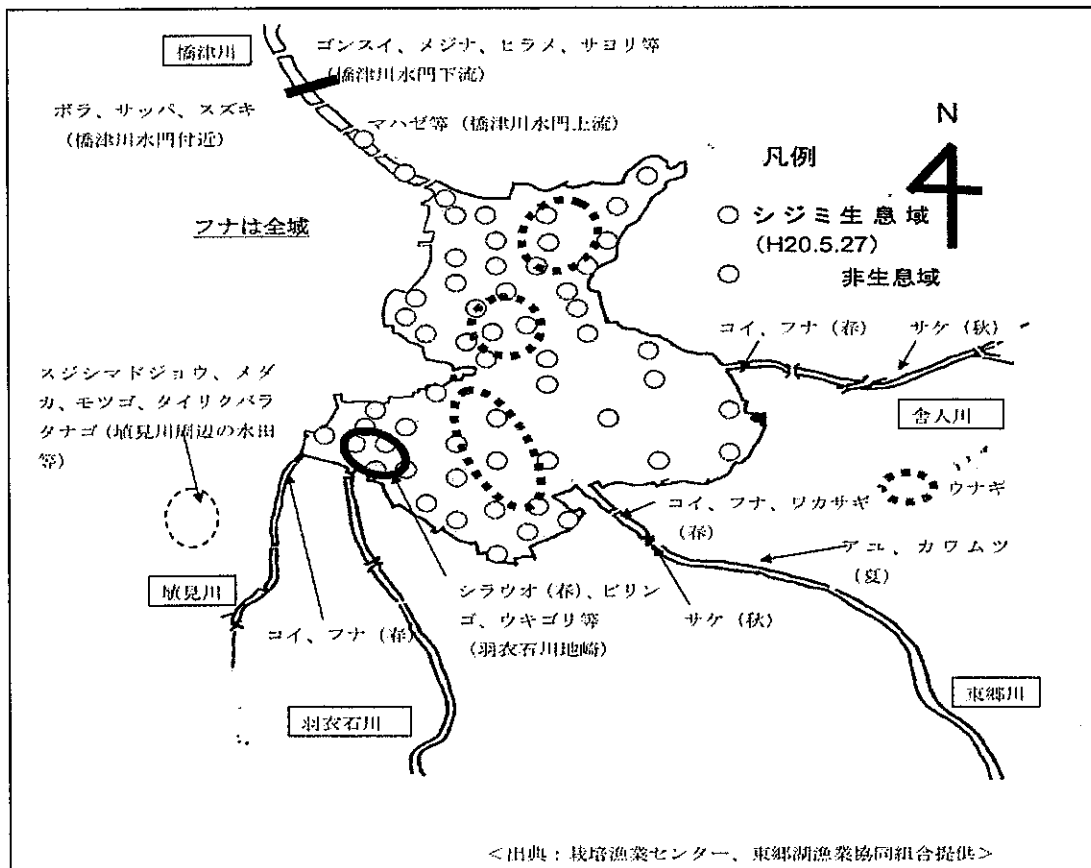
これまで、東郷池メダカの会が中心に取り組んできたヨシ等の水生植物帯の再生を続け、水質浄化及び、多様な生物が生息できる環境づくりに取り組みます。

取組内容

- 流域住民団体によるヨシ等の水生植物帯の再生



《参考》東郷池魚類等生態図



5 森林・農地・市街地対策

森林や農地などから流出する汚れを減らすよう努力するとともに、市街地のゴミ拾いや道路・側溝等の清掃により、水質浄化に取り組めます。

(1) 森林の適正管理

森林の適正管理を継続し、竹林の拡大防止等に取り組めます。



取組内容

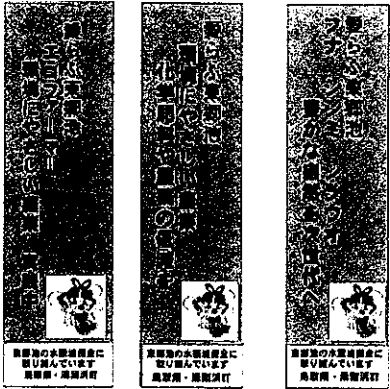
- 新 森林環境保全税を利用した森林・竹林の整備の推進
- 新 森林が果たす環境保全機能の啓発と、住民参加の森づくりを推進
- 植林・間伐・下刈による森林の適正管理

(2) 環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業は、水稻のエコファーマーによる関係作付面積が 22% (目標値 50% に対し、44% の進捗率) と積極的に取組がなされています。

今後は、果樹園等への取組みを図り、積極的な広報活動にも取り組めます。

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○エコファーマー制度の普及 <ul style="list-style-type: none"> 〈水田での取組の継続、果樹農家の認定への取組〉 新町報、ケーブルテレビ等によるPR 新代掻き時の濁水流出防止の具体的な対策の提案、普及 ○果樹園由来の環境負荷の削減に向けた各種技術の実証



(3) 市街地等の清掃

アダプトプログラム等により多くの方に東郷池周辺や市街地の一斉清掃に参加いただけるよう取り組みます。

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ○東郷池周辺一斉清掃（5月、10月） ○町内クリーン作戦（市街地の一斉清掃） ○道路、側溝の清掃



《参考》東郷池一斉清掃実績

区 分	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
実施回数（回）	1	1	2	1	2
参加人数（人）	380	456	460	400	570
可燃ゴミ（kg）	800	930	1490	410	800
不燃ゴミ（kg）	110	100	220	60	140

⑥ 生活・事業場排水対策

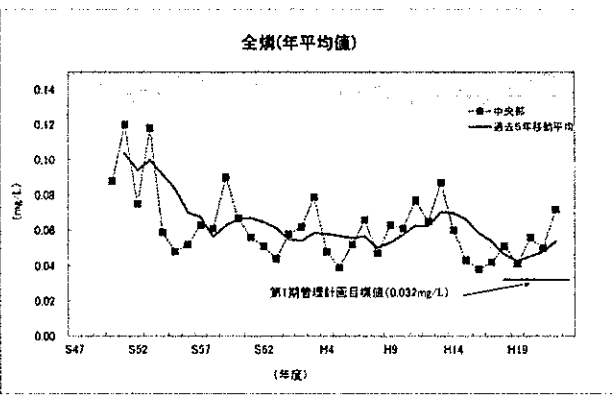
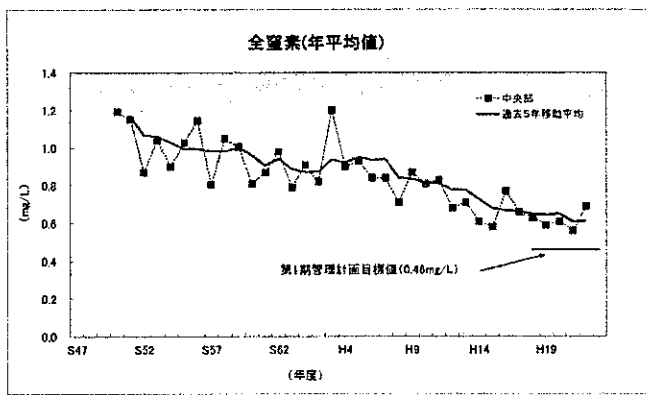
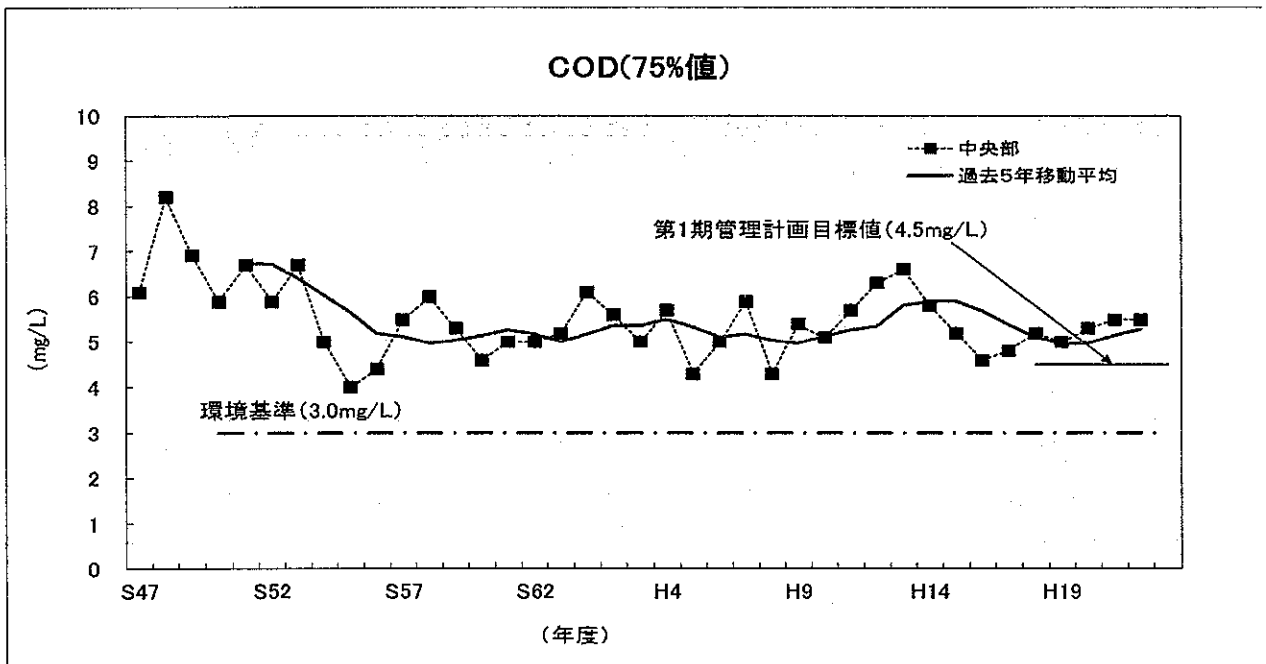
家庭や事業場からの排水による汚れの軽減を図ります。

(1) 下水道等への接続推進

現在、下水道接続率は96.5%、農業集落排水施設への接続率は95.3%であり、県下の三大湖沼流域では最も高い接続率ですが、今後は99%以上を目標に取り組みます。

取組内容
○下水道、農業集落排水施設への接続の普及指導

《参考》 水質測定結果（東郷池中央部）



《水質変化に係る考察》

COD、全窒素、全りんとも第1期水質管理計画の目標値には達していないが、長期的に見ればおよそ改善傾向にある。なお、近年は数値が上昇しているものの、水質は天候（降雨、降雪、強風等）に左右されやすいため、その影響を受けたのではないかと考えられる。

《用語解説》

【アダプト・プログラム】

アダプト (adopt) とは英語で「養子にする」という意味で、アダプト・プログラムとは、市民団体や事業者、個人が公共のスペースを分担して、わが子のように愛情をもって面倒をみるという制度。

【覆砂】

ヘドロなどの汚れを砂でおおって、栄養塩（窒素やりん）が水中に溶け出すのを防ぐ方法。

【COD（化学的酸素要求量）】

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼や海域の汚濁を測る指標。

【全窒素・全りん】

水中の無機態窒素と有機態窒素を総称して「全窒素」、水中の無機態りんと有機態りん全体を総称して「全りん」という。

これらは生物の成育にとって欠くことのできない栄養塩類であるが、必要以上に存在すると、それを栄養として利用する植物プランクトンが増えやすくなる。このような状態を富栄養化という。植物プランクトン自体も湖沼の汚れのもとになる。

【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保ち生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい」とされている基準。

【75%値】

年間の測定データを小さいものから並べたときのデータ数×0.75 番目の値をいう。COD の評価方法の一つであり、水質環境基準の適否の判定に利用する。

例えば、月1回で年12回測った場合は、上から4番目の値を75%値とする。